

小杉町中太閤山 1 5 丁目地区 地区計画

富山県 小杉町

計 画 書

富山高岡広域都市計画地区計画の決定案（小杉町決定）

都市計画小杉町中太閤山１５丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		小杉町中太閤山１５丁目地区 地区計画
位 置		小杉町中太閤山１５丁目の一部
面 積		約 １．０ha
地区の整備・開発又は保全に関する方針	地区計画の 目 標	本地区は、小杉町の中央部、太閤山団地のほぼ中心に位置し、都市計画道路小杉駅南線に隣接した交通の利便性に優れた地区で、日常品販売店舗が立地するとともに、周辺は住宅が形成されている。 そこで、この地区計画を定めることにより、周辺の居住環境と調和した商業業務施設を誘導し、良好な都市環境の形成・保持を図る
	土地利用の 方針	周辺の住環境との調和を考慮した良好な都市環境の保持・形成を図るため、日常品販売店舗用地として合理的かつ健全な土地利用を図る。
	地区施設の 整備方針	_____
	建築物等の 整備方針	周辺住環境との調和を図るため、建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置、建築物の形態又は意匠の制限及びかき・さくの構造制限を行う。

地区整備計画

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	小杉町中太閤山１５丁目地区 地区計画	
		区分の面積	約１．０ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	・ 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(に)項第二号に掲げる工場。(但し、店舗等に附属するものは除く) (2) 倉庫業を営む倉庫、専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送業取扱業の用に供する倉庫又は荷捌き場。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項「風俗営業」及び第４項「風俗関連営業」に規定する建築物。 (4) カラオケボックスその他これに類するもの。	
		建築物等の敷地面積の最低限度	・ ２５０㎡	
		建築物等の高さの最高限度	・ １０mとする。	
		壁面の位置の制限	道路境界線からの距離	・ 都市計画道路の道路境界線(隅切り部分を除く)からの建築物の壁面又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という)の面までの距離の最低限度は２mとする。 ・ 前項の道路を除く道路の境界線(隅切り部分を除く)から外壁等の面までの距離の最低限度は１mとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	・ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等を設置するときは、道路境界線から０．５m以上後退した距離とし美観・風致等を考慮し設置しなければならない。又、高さは１０m以下とする。 ・ 建築物の壁面及び屋根の色彩は、刺激的な原色を避け、落ちつきのある色調のものとする。	
		かき又はさくの構造の制限	・ 道路に面する側のかき又はさくの高さは１．５m以下とし、防災上次の各号の一に掲げるものとする。 (１) 生垣 (２) 金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが前面道路路面から０．６m以下のもの (３) コンクリートブロック造等のへいで、道路側に幅０．５m以上の植栽帯を設け植栽を施したもの	

「区域は計画図表示のとおり」

理由 周辺の居住環境と調和した商業業務施設を誘導し、良好な都市環境の形成・保持を図るため定めるものである。

